

市民税 退職所得に係る 県民税 納入申告書												
千葉県柏市長 へて										(受付印)		
令和 年 月 日提出												
令和 年 月分			人員			人						
退職手当等 支払金額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	市町村民税											
	道府県民税											
特別 徴収 義務者	住所（居住） 又は所在地											
	氏 名 又は 名称											
	法人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

○納入書の書き方について

給与天引きした月割額は「給与分」、退職手当等に係る所得割は「退職所得分」の税額欄にそれぞれ記入してください。

○納入申告書について

左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収額を納入する際に必ず記入してください。

※特別徴収票または内訳書を別途提出して下さい。

○納入可能な金融機関・納入場所

千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行
東京スター銀行
中央労働金庫 銚子商工信用金庫 水戸信用金庫
東京ベイ信用金庫
市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局（関東各都県及び山梨県）
柏市役所 沼南支所 各出張所
柏駅前行政サービスセンター
(令和8年4月1日現在)

※上記以外の場所で納入希望の場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり」の1ページをご確認ください。

納入金額の変更方法について

税額に変更が生じた場合は、2本線で抹消し、変更後の金額を記入のうえお使いください。(領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。)